

# 令和2年5月三木市教育委員会（定例会）会議録

## 1 開催日程

- (1) 開 会 令和2年5月20日（水）午後3時00分
- (2) 閉 会 令和2年5月20日（水）午後6時00分

## 2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

## 3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の非公開の決定について
- 第 4 第4号議案 教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の制定について
- 第 5 第5号議案 令和2年度における学校園の教育課程の方針について
- 第 6 協議事項4 三木市立学校園の教育職員の業務量の適切な管理  
その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校園づくりに関する方針）及び令和2年度三木市における学校業務改善の推進について
- 第 7 協議事項5 新型コロナウイルス感染症に係る就学前施設等の運営について
- 第 8 報告事項 三木市立学校園等における新型コロナウイルス感染防止対策について（教育総務課）
- 第 9 報告事項 高齢者大学（大学院）運営委員会委員の委嘱について（生涯学習課）
- 第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について（生涯学習課）
- 第11 報告事項 各課（室）の所管事項について
- 第12 そ の 他
- 第13 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	西 本 則 彦
委 員	石 井 ひろ美
委 員	浦 崎 秀 一
委 員	大 北 由 美
委 員	實 井 政 治

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教 育 総 務 部 長	石 田 英 之
教 育 振 興 部 長	横 田 浩 一
教 育 総 務 課 長	五 百 蔵 一 也
生 涯 学 習 課 長	河 端 康
学 校 教 育 課 長	坂 田 直 裕
教 育 セ ン タ ー 所 長	橋 本 泰 一
教 育 保 育 課	辻 田 政 顕
教 育 総 務 係 長	丸 岡 ま や

7 傍聴者 2人

\*\*\*\*\*

開 会

教育長が、令和2年5月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

\*\*\*\*\*

本日の会議の進め方について

新型コロナウイルス感染防止対策として、規模の縮小及び時間短縮を図るため、日程第11の所管課（室）の報告事項については、事務局の説明を割愛し、書類の配布のみとすることを教育長が委員に諮り、了承された。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員と浦崎委員を指名した。

#### 日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和2年4月定例会（15日開催）及び令和2年4月臨時会（6日、8日及び27日開催）の会議録について委員に諮り、令和2年4月定例会（15日開催）の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の成立に係る教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置について」に対する発言内容について修正を求める発言があった。このことについて教育長が委員に諮り、一部修正の上、承認された。

#### 日程第3 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、第5号議案及び協議事項5について、公開で審議することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれのある案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

第4号議案及び協議事項4は密接な関係があるため、一括して説明を求めた。

日程第4 第4号議案 教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の制定について

日程第6 協議事項4 三木市立学校園の教育職員の業務量の適切な管理  
その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校園づくりに関する方針）及び令和2年度三木市における学校業務改善の推進について

○坂田学校教育課長が、次のように説明した。

この規則の制定理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、学校等における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、教育職員の在校時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定める必要があるためである。

目的は、教育職員の業務の量の適切な管理、また、健康及び福祉の確

保を図るために三木市教育委員会が講ずる措置について必要な事項を定めることにより、学校教育及び幼稚園教育の水準の維持向上に資することである。

主要な内容は3条にあり、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理に努めるものとする。次に掲げる時間とは、1月につき45時間、当該年度につき360時間である。

例外として、第3条第2項第1号から第4号において、児童、生徒及び幼児に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に業務を行うことが必要な場合を定めた。なお、前回からの変更箇所を新旧対照表として4ページに掲載した。

(五百蔵教育総務課長) 規則について補足します。前回4月定例会において、協議事項として提出した文言が、対照表の左側にある現行(案)である。そこから一部修正し、今回議決願う案が右側の変更後(案)である。変更箇所として、現行(案)にある「学校教育等」では、幼稚園を含んでいることが分かりにくいいため、変更後(案)では明記した。

(坂田学校教育課長) 次に方針等について説明する。前回指摘のあった点として、10ページに記載の第5において、「具体的な取組については、毎年度「三木市における学校業務改善の推進について」で定める。」と明記するとともに、「三木市における学校業務改善の推進について」に「令和2年度」を書き加えた。

次に「三木市における学校業務改善の推進について」を説明する。

Iにおいて業務改善の目的を3点挙げ、共通理解を図る。

IIにおいて具体的な取組を5点挙げ、重点事項にはアンダーラインを引いた。プリント作成ソフトの効率的な活用、データベースの活用による効率的な授業計画などを今年度の重点項目とした。4に記載した留守番電話による外部対応については、6月から実施予定であったが、臨時休校中である現状を鑑み、今後の状況を見ながら判断する。

また、別冊資料として、教育職員勤務時間適正化先進事例集を付けている。

IIIにおいて教育委員会の具体的な取組を6点挙げた。4に挙げた

三木市学校業務改善推進委員会について、今年度どのような方法で開催するか未定であり、今後の検討課題である。

15 ページについては、播磨東管内市町の取組を一覧にした。網掛部分は、三木市では進んでいない取組である。

(實井委員) 規則の第3条で明確に時間数が記載されているが、今回新型コロナウイルスに関しては、災害という解釈をしている。災害時の対応を規則の中に盛り込んではどうか。13 ページのⅢ. 1. (1) に、「通常予見できない業務量の大幅な増加等になる場合を除く。」とあるが、明確にしておく方が良いと考える。

(坂田学校教育課長) 第2項、前項の規定に関わらず、教育委員会は、児童、生徒及び幼児に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行うことが必要な場合、(1) 該当年度につき720時間、(2) 1月につき100時間未満、(3) 1月につき45時間を超える月数が該当年度につき6月、(4) 該当年度において2月から6月までのそれぞれの期間において、平均して1月につき80時間と第2項に定めている。これが今回のような場合を想定している。

(石井委員) 12 ページの「令和2年度三木市における学校業務改善の推進について」について、前回定例会において毎年更新することとであったので、新型コロナウイルス対策を含んだ教育職員の負担が今年増えるということも想定した上で、何らかの対応をお願いしたい。

(坂田学校教育課長) 今回は学校に子供たちが登校していない状態で、どのような取組をしていくのか、また、教育課程の中での課題研究などが出てくると思う。それらを含め、検討する内容であると考え

(西本教育長) 新型コロナウイルス対策として、特記すべき事項を追加すべきかどうかの検討が必要であると考え

(石井委員) 例えば14 ページの4に市内各校での取組の交流・発信と

いう項目、三木市学校業務改善推進委員会については、内容を精選してオンライン会議にするなど、教育職員の負担を軽減しながら、質を低下させることのないよう、新型コロナウイルス対策に限らず、何らかの取組が必要ではないかと考える。

(坂田学校教育課長) いただいたご意見について、今後取り組んでいきたい。特に、新型コロナウイルス対策として、この学校ではこのような取組を行うことにより、効率化を図っているなど、各学校、他の学区でも非常に重要な事例については、三木市学校業務改善推進委員会を通じてできる限り早急に広めていきたいと考えている。そういったことを追加することになると思う。新たに組み入れるものについては、できる限り追記させていただく。

(大北委員) 規則については、幼稚園教育の加筆により分かりやすくなったと思う。

次に、9ページから始まる方針で三木市立学校園と見出しがあるが、文中の文言が児童生徒等になっている。見出しが学校園となっているので、中身も幼稚園児のことを明記した方がいいのではないか。例えば第3において、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務等とあるが、ここは児童生徒幼児と表記する方がいいのではないか。第3(1)ウ、学校事故についても学校園と入れるのか。それから10ページ第4、本市の取組方針(1)の最後、「働きがいのある学校園づくり」とすべきである。規則にあり、方針では抜けている箇所はもう一度事務局の方で拾い上げ、反映していただきたい。

(西本教育長) 9ページ第2(1)で「学校又は幼稚園(以下「学校園」という。)」と定義している。児童生徒についても、最初に出てくる第2(1)イのところ、幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)」と定義する方法もある。

(大北委員) 幼稚園教育が忘れられていないことが分かるように、ぜひ、幼児を入れた表現にしていいただきたい。また、10ページの一番上に学校長等の判断と書いてあるが、ここに園長を含めるのであれば、ただし書が必要となってくる。少し精査していただき、園を入

れて学校園にするか、等が園長を含めるなら、ここにもただし書が必要である。幼稚園がきちんと明記されるようにしていただきたい。

(西本教育長) 事務局で十分精査し、整理していただきたい。

(大北委員) 記録簿のことについて質問をする。10ページ第5(1)ア、において、在校時間を管理するのに、学校については記録簿を根拠に管理する形になっている。「学校園の管理職は」とあるが、幼稚園にも記録簿はあるのか。

(坂田学校教育課長) 現在は学校だけで、園に記録簿はない。

(大北委員) 幼稚園では、管理簿での管理はできないので、文言から削除すべきではないか。園独自の管理方法があるのであれば、追記すれば良いのではないか。

(辻田教育・保育課長) 幼稚園に関しては調整中である。1か月の超過勤務時間が把握できるよう、進めていきたい。

(大北委員) 全てを「等」にしてしまうと分かりにくい。「等」は後でもう一度見た時に分からなくなる。公的な文書であるため、正確に明記すべきと考える。

(浦崎委員) 業務改善について、過去の実組の中で、ノー残業デーなど具体的な対応が行われている。別紙2の12ページ「令和2年度三木市における学校業務改善の推進について」で、新型コロナウイルス対策の中、生活的にも新しい生活様式が言われている。具体的な取組の見直しが必要ではないか。適切な業務管理等、簡単に言われているが、管理職に重荷がかかってくる中、例えば定員を増やすなどの取組は可能なのか。本当に業務が改善され、子どもと向き合う時間を作れるのか。現場への指導や協力などの体制が取れるのか、お聞かせ願いたい。

(坂田学校教育課長) 例にあった定員の増については、なかなか市単独で決定することは困難であるが、市費で補助員を採用するなど、で

きる限りのサポートは行っていきたい。

(浦崎委員) 9ページにある「児童生徒等に係る、通常予見することのできない業務等」のように、様々な形で問題が起きた時にフォローできる教育委員会であってほしい。以前から時間をかけて、バックアップできる組織体制づくりをしていると思うが、成果として見えてこない部分もある。その点について、どのように考えておられるか。

(坂田教育課長) 三木市立学校園の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針(働きがいのある学校園づくりに関する方針)にも記載しているが、学校と連携しながら、これまでから様々な対応を図ってきている。今後もできる限り支援を行い、バックアップする体制を整えていきたい。

(石井委員) 13ページ(4)学校行事等の見直しについて、学校再編に係る統合校は、今年度における交流計画があると思うが、臨時休校や3密対策で集まることが難しい中、現時点でそれに代わる案はあるのか。一日も早く保護者等にも周知しないと、不安が募っている。新型コロナウイルス感染症のこともあり、再編対象校の関係者には大きな負担がかかっていると思うが、それに対する事務局の考え方をお聞きしたい。

(横田教育振興部長) 学校再開の目途が立っていない現時点においては、2学期以降の状況を見ながら、必要に応じて内容を変えながら実施していきたいと考えている。現時点では、すでに計画を立てている内容で進める予定である。ただ、バス移動などについては、配慮が必要になってくると考えている。

(石井委員) 教育職員、保護者双方とも準備期間が必要であるため、配慮をお願いする。

13ページ「5 その他(1)」に「最低2つの重点取組目標を設定して」とあるが、2つとしている根拠をお聞きしたい。



(坂田学校教育課長) 兵庫県の方針では最低2つとなっており、三木市においても重点目標については、数が多いと焦点がぼやけることもあり、2点に絞った経緯がある。

(石井委員) 次に、14ページにある学校再編に関する事務の軽減について、事務補助員の配置の目的、期間及び予算について説明願う。

(横田教育振興部長) 学校再編に伴う備品の整理を主な目的に、移転する学校に各1名、計3名を統合の前年度に1年間配置することとしている。

(大北委員) 新型コロナウイルスにかかる臨時休校中、電話で各家庭の様子を確認していると聞いている。電話回線は各校2ないし3回線あると思われるが、受信用に1回線を残すとなると、児童生徒数の多い学校では、電話回線が不足することもあり、学校は苦慮していると思われる。

(石田教育総務部長) 一斉連絡については保護者宛のメール等で態勢が整っているが、個々の連絡については、臨時休校中である今の状況を考慮すると、電話回線が不足していると考え。電話回線の増設については、予算が伴うことであるため、学校と協議の上、検討したい。

(大北委員) 児童生徒と個別に話す際には、電話での対応となる。今後とも電話によるフォローが必要であると考え、予算措置の上、対応願いたい。

次に、学校業務改善の推進についてであるが、前回定例会の案から改善され、分かりやすくなったとともに、具体的な内容であるため、教育職員にとっても対応しやすくなったと考える。

その中で、3点申し上げたい。

1点目に、三木市教育委員会の具体的な取組に、教育職員の勤務実態の把握、指導とあるが、指導ではなく、勤務実態を把握・分析・アドバイスとしていただきたい。

2点目に、業務の精選及び簡略化のうち、市教委主催研修会等の精選については、会議の精選をお願いしたい。また、成果の見えな

い会議・調査は疲労感に繋がるため、結果を現場に反映させ、成果が実感できるようにしていただきたい。

3点目に、事務補助員の配置について、大変良いことと考える。例年であれば夏期休業期間中に行うであろう作業が、今年度は夏期休業期間の短縮により行えないため、教育職員の負担軽減につながる。

(浦崎委員) 学校行事等の見直しのうち、行事の削減・統合の推進に当たり、中心となるのはどこか。

(坂田学校教育課長) 市全体で進めるべき大きな行事については、市教委として方針を出すべき点があれば、対応している。

学校行事の中でも学年単位の小さな行事については、学校の中で精査することになると考える。

(浦崎委員) 臨時休校により業務改善のスタートが遅れているので、教育委員会による積極的な対応を望む。

教育長が、第4号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

また、協議事項4について、今回協議いただいた内容を基に一部修正の上、この方針で進めることについて了承を得た。

第5号議案及び協議事項5については非公開案件であるため、会議の最後に審議する。

日程第8 報告事項 三木市立学校園等における新型コロナウイルス感染防止対策について(教育総務課)

○五百蔵教育総務課長が、次のように説明した。

三木市立学校園等における新型コロナウイルス感染防止対策について、次のとおり決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定により報告する。

三木市立学校園等について、4月27日の教育委員会臨時会において、5月10日までの臨時休校等の延長を決定した。臨時休校期間終了が近づくも国の指針が明らかになっておらず、児童・生徒及び保護者の混乱を避けるため、三木市教育委員会の独自判断により決定したものである。

翌28日、県教委より5月31日まで臨時休校期間を延長する旨の通知があり、それを受け、三木市立学校園等の臨時休校期間を5月31日まで再度延長することを令和2年4月30日に決定した。

日程第9 報告事項 高齢者大学（大学院）運営委員会委員の委嘱について

○河端生涯学習課長が、次のように説明した。

三木市高齢者大学設置要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。

各団体の役員交代及び人事異動等による委員交代のため、19ページの名簿にある4名を高齢者大学（大学院）運営委員会委員に委嘱した。委嘱期間は、令和2年5月1日から前委員の残任期間である令和3年4月30日までである。

日程第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○河端生涯学習課長が、次のように説明した。

三木市教育委員会顕彰規則（昭和63年三教委規則第7号）第4条の規定により、下記のとおり三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第2項第4号の規定により報告する。

令和元年度の連合PTA会長及び副会長、計3名について表彰するものである。

日程第11 各課の所管事項について

（大北委員）教育センターの報告事項にある校務支援システム研修会について、オンライン研修とあるが詳しくお聞かせ願いたい。

（橋本教育センター所長）オンライン研修について、マイクロソフトのチームズというソフトを使用した。テレビ会議のためのシステムで、ひとつの画面に4人が表示され、何十人も参加可能である。

今回、3から5校を教育センターと繋ぎ、テレビ会議の形で操作方法の研修を行った。実際に行ってみて、研修の方法としてオンラ

インも選択できると感じた。

(大北委員) 現在、新型コロナウイルス感染症のために児童生徒が集まることが困難となっているが、学校再編に係る児童生徒の交流に活用は可能か。

(橋本教育センター所長) 複数の学校を繋ぐことが可能で、例えば吉川の小学校4校を繋ぐこともできる。新型コロナウイルス感染症の影響で同様の要望が寄せられており、教育センターの業務としてバックアップしていきたい。

## 日程第12 その他

(石井委員) 臨時休校中の動画配信について、実施している学校と実施していない学校があり、学校による格差が生じていると感じる。この件について、各学校の取組状況を知りたい。

(橋本教育センター所長) 動画配信について、教育センターが所管しているため報告する。

小学校で8校、中学校で5校が動画配信を行っている。

小学校での動画配信は、主に児童へのメッセージ動画である。動画配信を選ばなかった学校では、電話や家庭訪問により家庭との連携を密にする方法を選んでいる。

中学校では主に学習に関する動画を配信しており、教科の学習を補完する内容となっている。

(石井委員) 学習動画について、大変良いものができていると感じるので、これを機会に手法の研究などをお願いしたい。

また今後、新型コロナウイルス感染症の第2波やインフルエンザ、災害などの際にも有効となる。市全体で統一されたものを公平に、子どもたちが恩恵を受けられるよう検討いただきたい。

(橋本教育センター所長) できれば市全体で統一し、学校による差を極力減らしたいと考えている。

しかし、教科書を使った動画では、教科書の著作権があるため、A中学校の教育職員が作成した動画をB中学校やC中学校など、他

校の生徒が見ることができない。教育委員会の指導主事が作成した動画は、教科書を使っていないが、動画作成に当たり、教科書の内容を使用しないと伝えることは難しいと強く感じた。

動画を市内全域へ配信することは難しいが、研修や情報共有により、動画作成の市全体の力量を高めることで、子どもが公平に恩恵を受けられるようにしたいと考えている。

(大北委員) 保護者の立場からすると、同じ市内で動画配信の恩恵が受けられる子どもと受けられない子どもがいるのは、不公平である。著作権の制約がかからない方法を検討していただきたい。そうすることにより、市内には何百人という教育職員がいるため、学年や教科で振り分け、すべての子どもたちを育てることができる。

動画配信について、学校判断と言われると、保護者はどうすることもできないため、教育委員会がリーダーシップをとって、全ての子どもが同じ教育を受けられるようお願いしたい。

(橋本教育センター所長) おっしゃるとおりである。今後の大きな課題と考える。

(大北委員) 小規模校では教育職員数も少なく、1人で複数学年の動画を作ることになる。教育職員数によっても負担が変わるため、市内全体の教育職員で作成できれば、一部の教育職員に負担がかかることもなくなる。

(西本教育長) 今回の新型コロナウイルス感染症によるピンチをチャンスに変える機会とし、教育委員会と学校が一体になって取り組んでいきたい。

### 日程第13 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催日程について諮り、令和2年6月18日午後3時から開催することを決定した。

\*\*\*\*\*

(非公開)

日程第5 第5号議案 令和2年度における学校園の教育課程の方針について

日程第7 協議事項5 新型コロナウイルス感染症に係る就学前施設等の運営について

第5号議案及び協議事項5は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開として審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

教育長が、第5号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

\*\*\*\*\*

閉 会

教育長が、令和2年5月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和2年5月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員

記録者